

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
企業活動に係る統計の整備	<p>① 情報通信業基本調査について、企業活動を産業横断的に把握する統計の作成及び提供についての検討状況を踏まえ、基幹統計化についての結論を得る。</p> <p>② 事業所を対象とした統計調査における同一企業内取引について、報告者の負担を考慮した上で、その把握可能性について検討する。</p> <p>③ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗を踏まえ、純粋持株会社実態調査の結果と合わせ、純粋持株会社のグループ活動を明らかにすることについて検討する。</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><諮問第78号の答申（平成27年6月25日）>（「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」（平成22年12月17日付け府統委第154号）の「今後の課題」への対応状況）</p> <p>企業の内部取引額を、企業の売上（収入）金額と当該企業の傘下事業所の売上（収入）金額の合計額との差分から算出することは、事業所単位での売上（収入）金額の把握ができない業種（ネットワーク型産業）が存在すること等から困難であること、また、企業の内部取引額を把握することによる報告者負担の増加について企業の理解が得られにくいことから、今回調査において、全産業で企業の内部取引額を把握することは困難であるとしている。</p> <p>これについては、本調査の目的が、包括的な産業構造の把握とともに他の統計調査の母集団情報の整備であることを踏まえると、上記課題について報告者負担の観点から今回調査において対応することは困難であるとの調査実施者の結論は、やむを得ないものとする。</p> <p>ただし、企業の内部取引額の把握については、第Ⅱ期基本計画における課題として掲げられていることから、今回の検討結果も踏まえつつ、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画の取組の中で検討を進めていくことが重要である。【②関連】</p>
各種研究会等での指摘	<p><産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書></p> <p>同一企業内取引の把握について、事業所を対象とする統計調査で網羅的に把握することは困難であることから「企業活動を産業横断的に把握する統計」の一環として、「財の移動を伴う企業内取引」と「財の移動を伴わない企業内取引（企業内サービス活動）」の両面から、その把握可能性を検討したものの、以下の理由から困難との結論を得た。(a) 企業の内部取引額を把握する管理会計を採用していない企業が一定数存在し、報告者負担の増加が伴う。(b) 企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定される。(c) 同一企業内取引額の計上方法に共通の基準がない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めることは、大きな報告者負担が発生する。【②関連】</p>

<p>担当府省の取組状況の概要</p>	<p>① 情報通信業基本調査の基幹統計化については、問題点及び方向性の整理、あり方に関する勉強会を行うとともに、産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループに参画し検討を行った。今後は産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループの検討結果及びサービス関連統計における本調査の取り扱いについての検討を踏まえ、平成29年度までに一定の結論を得る予定。</p> <p>② ・平成27年6月に開催した第15回「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」にて本件に関する検討を開始し、把握の必要性や既存調査事項における算出の可能性等を整理した。また、企業活動の産業横断的把握の観点から同一企業内取引に関する検討を平成28年度委託研究に組み込み、その一環として実施した企業ヒアリング結果及び「財の移動を伴う企業内取引」と「財の移動を伴わない企業内取引（企業内サービス活動）」の両面から、その把握可能性を検討したものの、以下の理由から困難との結論を得た。</p> <p>(a) 企業の内部取引額を把握する管理会計を採用していない企業が一定数存在し、報告者負担の増加が伴う。</p> <p>(b) 企業内サービス活動における社内売上等を計上しているのは、一部の企業、一部の活動に限定される。</p> <p>(c) 同一企業内取引額の計上方法に共通の基準がない中で、統計調査側で基準を設けたとしても、それに沿った回答を求めることは、大きな報告者負担が発生する。</p> <p>③ 事業所母集団データベースにおける企業グループの把握の進捗及び純粋持株会社実態調査の結果を踏まえ、平成28年度から、純粋持株会社グループの活動実態把握方法の方向性の検討及び有識者へのヒアリングを行った。29年度は、調査研究により平成26年経済センサス - 基礎調査の「親会社と子会社の名寄せによる集計に関する特別集計」との比較分析を行い、純粋持株会社グループの活動を明らかにする予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ ①の情報通信業基本調査の基幹統計化については、本年度中にその結論を得る予定であるが、次期基本計画期間内においてサービス関連統計の見直しが予定されている中、本調査を取り巻く状況も大きく変化することから、サービス関連統計の整備の動向を踏まえつつ、改めて整理・検討する必要がある。</p> <p>○ ②の統計調査における同一企業内取引の把握可能性については、現時点における把握可能性は乏しいとの結論を得たことから、今後のプロファイリング活動やビジネスサーベイの整備状況を注視することとして、次期基本計画には記載しない方向で整理する。</p> <p>○ ③の純粋持株会社実態調査を活用した企業のグループ活動を明らかにするための研究・検討については、本年度末まで実施する調査研究により、平成26年経済センサス - 活動調査の特別集計との比較分析を行い、純粋持株会社グループの活動を明らかにすることとしており、現行基本計画の目的は達成される見込みである。今後は、事業所母集団データベースにおけるプロファイリング活動の中で企業グループの把握も行うこととなるので、企業活動における統計整備の課題としては達成したものと整理する。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 情報通信業基本調査について、サービス関連統計の整備動向も踏まえつつ、本調査の位置付けや役割について検討し、早期に結論を得る。(総務省、経済産業省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
サービス産業に係る統計の整備	○ 第3次産業活動指数について、次回基準改定に向け、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を図る。その結果を踏まえ、基幹統計化の可否を検討し、結論を得る。
統計委員会委員からの意見	○ 当該事項の取組の進捗状況については、「3次指数の作成に用いる一次統計データの充実が進んでいない状況であり、更なる精度向上は難しい状況である。こうした状況を踏まえ、基幹統計化はできないとの結論に至った」との記載にとどまっている。一方、平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上期審議分）において、「サービス統計の体系的な整備において大変重要な位置付けにある本統計においても精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を継続的に図っていくことが望まれる」とも記載されている。第Ⅲ期の基本計画においては、こうした当該統計の精度や利便性の更なる向上を継続的に図ることの趣旨が盛り込まれる必要があると考えているが如何。
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	○ 第3次産業活動指数（以下「3次指数」という。）は、平成27年9月に平成22年基準改定を実施し、基準時、ウェイト算定年次、業種分類及び採用系列の見直し、また再編集系列を拡充する等により、産業構造の変化に即したサービス活動の実態をより適切に反映した指数に改めるとともに、多様な分析の用途に資するものとした。基準改定後は、3次指数の分析事例を経済産業省統計HPやフェイスブック等へ定期的に掲載し、利活用促進を図っているところ。 一方、3次指数の更なる質的な向上を目指す上では、個別業種の活動状況を適切に捉えた一次統計データの採用を増やすことが重要であるが、平成17年基準時に採用していた一次統計データの中には調査が終了となったものも存在するなど、3次指数の作成に用いる一次統計データの充実が進んでいない状況であり、更なる精度向上は難しい状況である。 こうした状況を踏まえ、基幹統計化はできないとの結論に至った。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	○ 現行基本計画については、平成28年度に実施した平成27年度統計法施行状況審議において基幹統計化についての結論は妥当との判断をされたものの、今後、サービス統計の体系的な整備が進められる予定があり、サービス統計の体系的な整備において大変重要な位置付けにある第3次産業活動指数においても精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上を継続的に図っていくことは、引き続き必要である。具体的な課題については、第3次産業活動指数の有用性の更なる向上を図っていくことを、次期基本計画に盛り込む方向で整理する。 ＜基本的な考え方＞ ○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。（経済産業省）
備考（留意点等）	○

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
国際比較可能性の推進	<p>① 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。(財務省・総務省・内閣府・金融庁・国土交通省、平成26年度から検討する)</p> <p>② 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。(内閣府、平成26年度から検討する)</p>
これまでの統計委員会の意見	
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>① 平成28年3月に金融健全性指標の四半期データの公表を開始した。また、IMFの特別データ公表基準(SDDS)プラス参加に向けてIMFとの具体的な調整を行い、同年4月18日に参加した。その後、同年6月3日に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ、四半期の一般政府収支、一般政府債務総額の推計に必要なデータの検討や公表に向けた準備を行っており、平成33年4月までに実施する予定である。</p> <p>② 基礎統計に制約のある四半期別の地方政府の支出額にかかる情報を把握するべく、平成27年6月末分以降、地方公共団体消費状況等調査(内閣府)を拡充し、67の全都道府県・政令指定都市の情報把握を開始するとともに、一般政府の税収について発生ベースによる推計手法の検討を進めた。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p>○ ①のIMFの特別データ公表基準(SDDS)プラスにおけるデータ整備については、9項目のうち5項目は対応済みとなっているものの、未対応の4項目について、必要となるデータの検討や公表に向けた取組が今後とも必要である。なお、その他金融法人調査については、平成29年度に対応することになっていることから、その対応状況を踏まえ、次期基本計画における対応を整理する。(P)</p> <p>②の一般政府収支における四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法については、一定の結論を得たことから、①と同様に、必要となるデータの検討や公表に向けた取組と統合する。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ IMFの特別データ公表基準(SDDS)プラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支、一般政府債務の検討や公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ、平成33年4月までに対応可能な全項目での公表を実現する。(財務省及び内閣府)</p>
備考(留意点等)	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	<p>① 事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングを行うことにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた、新たな統計を作成することについては、両データベースの収録情報の接続が可能か否か、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されないか、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点から、引き続き、その作成が可能か否かを検討する。</p> <p>② 貿易統計については、統計調査以外の方法により作成される統計であることから、その特性に留意するとともに、国民への情報提供の充実、本来業務への要請と両立し得るかという観点等も考慮し、引き続き基幹統計化の可否について検討する。</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>① 当該措置については、本来の行政手続の実施が阻害されない範囲（適正申告及び円滑な通関の確保）で実施されるよう、輸出入申告者への追加的な負担を生じさせないことを前提に、貿易統計データの既存情報を利用して作成することが可能か否かについて検討した。また、貿易統計と事業所母集団データベースの収録情報の接続が技術的に可能か否かについて、システム担当等を含めた検討も実施した。その結果、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難である状況であり、現時点でこれ以上の検証・検討は難しいとの結論を得た。しかしながら、今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。但し、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないよう、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、事業所母集団データベースの提供を受けることにより実施されることが前提となると考える。</p> <p>② 基幹統計化の可否については、貿易統計の特性に留意しつつ引き続き検討を行ってきたところ、例えば、輸出入の許可に必要な項目の追加等は輸出入者の理解を得ることが困難であり、本来の行政手続（適正申告及び円滑な通関の確保）の実施に影響が及ぶ可能性があるため、実施困難との結論を得た。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①の事業所母集団データベースの企業情報と貿易統計とのマッチングによる新たな統計作成については、事業所母集団データベースを含め、法人番号を各種行政記録等にも格納することは政府全体の方針であることから、その取組の進展状況を踏まえつつ、次期基本計画において、引き続き検討を促進するとともに、貿易統計の利便性向上に努める必要がある。 ○ ②の貿易統計の基幹統計化については、その目的であった「提供情報の充実による利便向上」に引き続き努めることを、次期基本計画に盛り込む方向で整理する。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた、新たな統計を作成することについて、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されないことがないか等といった観点の検討も含め、その作成の可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、利用者のニーズも踏まえつつ、提供情報を充実するなど、引き続き利便向上に努める。(財務省、総務省)
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
海外事業活動基本調査	○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化の可否についても検討する。
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>○ 海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上については、母集団名簿の拡充について、平成21年経済センサス - 基礎調査を使った調査対象の捕捉、外為法届出情報の活用の検討を行った。また、精度向上については、記入率向上の方策として、未記入率の把握、本調査の利用状況のヒアリング、改善策の検討を行った。</p> <p>上記の検討を踏まえた基幹統計化の可能性については、①母集団名簿の作成、②現地法人調査票の記入率の向上が課題である。①については平成21年経済センサス - 基礎調査を活用し調査対象名簿の一部捕捉を行ったものの、当該調査と対象範囲がほぼ合致する外国為替及び外国貿易法届出情報の活用が電子データの不備等により活用できなかった。②については、政策上の有用性が高い「売上高及び仕入高の内訳」において、調査事項と記入者側の帳簿整備状況が一致していないケースもみられ、記入率の向上が期待できないこと、また、記入率の低い項目であっても政策上必要な項目が多々あり調査事項の削減も困難である。これらを踏まえると、基幹統計化に必要な品質に達していないため、基幹統計化は困難であるとの結論を得た。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p>○ 海外事業活動基本調査の基幹統計化については、実現困難との結論はやむを得ないものの、本調査の重要性からみて、調査の更なる充実、精度向上に向け、母集団名簿の拡充等に引き続き取り組む必要がある。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法の届出情報（企業名、住所等）等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。（経済産業省）</p>
備考(留意点等)	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
環境に関する統計の整備	<p>① 家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査の本格実施に向けた検証など、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組む。(環境省、平成26年度から実施する)</p> <p>② 廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う。(環境省、平成26年度から検討する)</p> <p>③ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成において、平成17年表で精度が不十分であった部門別投入量等の把握を行うなど、課題の解決方法を関係府省の協力を得ながら検討する。</p>
これまでの統計委員会の意見	
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>① 温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実について、毎年度、「温室効果ガス排出量算定方法検討会」を開催し、国際ルールの変更や最新の科学的知見を踏まえ、温室効果ガスの算定方法の精緻化を行うとともに、当該算定方法により算定した温室効果ガス排出量(確報値)を公表し、気候変動枠組条約事務局に提出している。平成28年度は、29年2月に同検討会を開催し、同年4月に「2015年度(平成27年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について」を公表し、気候変動枠組条約事務局に提出した。</p> <p>家庭からの二酸化炭素の排出実態を把握する統計の整備のため、「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」を平成26年10月から27年9月にかけて実施した。調査結果として28年3月24日に報道発表資料(「家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査」の結果(速報値)について)を公表した。また、確報値をe-Stat及び環境省ホームページで公表した。</p> <p>全国試験調査結果等を踏まえ、本格調査に向け、29年4月1日から全国13,000世帯(調査員調査6,500世帯、インターネットモニター調査6,500世帯)を対象に、一般統計調査「家庭部門のCO2排出実態統計調査」(一世帯の調査期間1年間)を実施している(以降、毎年度実施予定)。</p> <p>② 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。廃棄物等循環利用量実態調査の公表の迅速化については、平成20年度から平成26年度にかけて廃棄物等の循環利用量の推計方法について検討を行い、これまで調査実施の翌々年度に確定値を公表していたところ、調査実施の翌年度に推計値(速報値)も算出し、当該推計結果を廃棄物分野の排出量算定のための活動量データとして、我が国の温室効果ガス排出インベントリ算出用に提供することが可能となった。</p> <p>データの精度向上については、平成28年度は「循環利用量調査改善検討会」を3回開催、より具体的に課題を検討・整理するための作業部会</p>

	<p>を2回開催し、主として産廃統計調査の課題の整理や解決策の立案、新たな循環利用量実態把握手法の検討を行った。</p> <p>今後は、産廃統計調査の課題と解決策の整理案を踏まえ、平成29年度に産廃統計調査の指針の改定案を作成することとしている。また、新たな循環利用量実態把握手法の検討については、本年度の試算結果を踏まえ、引き続き副産物等の発生量の推計方法について検討することとした。</p> <p>③ 平成23年環境分野分析用産業連関表の作成については、平成25年度に作成した作成要領案に基づき、平成26年度から27年度にかけて、推計方法の精度向上の方策など、同連関表の数値計上の検討を実施した。平成28年度は、「環境分野分析用産業連関表のあり方に関する検討会」を開催し、作成した同連関表の数値の妥当性を確認しつつ、既存公的統計との整合性を合わせるための検討を集中的に実施し、数値の計上方法の精度向上について検討を実施した。</p> <p>なお、平成29年度には、既存統計を用いた部門別投入量の計上並びに環境フロー表の列部門の第一次産業及び第二次産業の統合大分類から統集中分類への細分化を行った上で、同年度中にホームページ上で公表予定である。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>○ ①の温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実については、「家庭部門のCO₂排出実態統計調査」を平成29年度から本格実施するなど、取り組みを進めているものと評価できることから、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいものと整理する。</p> <p>○ ②のうち公表の迅速化については、調査実施の翌年度に推計値(速報値)も算出するなど一定の取組を行ったことから取り組み済みと評価できるものの、統計の精度向上については、引き続き調査方法の見直しに関する取組が必要である。</p> <p>○ ③環境分野分析用産業連関表の作成については、部門別投入量を計上した平成23年環境分野分析用産業連関表を本年度中に公表予定であるなど必要な対応措置を講じているものと評価できる一方で、環境・経済統合勘定(SEEA)や持続可能な開発目標(SDGs)といった国際的な動きを視野に入れた議論が必要である。(次期基本計画本文にて整理予定。)</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 廃棄物等循環利用量実態調査について、統計の精度向上に向け、副産物等の把握方法を精緻化する等の検討を平成30年度以降も引き続き行う。(環境省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
エネルギーに関する統計の体系的整備	<p>① エネルギー消費統計については、総合エネルギー統計への組込みに向けて、これまで行ってきた検討により明らかとなった問題点、課題等の解決に取り組むとともに、引き続きデータの精緻化を図る。(資源エネルギー庁、平成26年度から実施する)</p> <p>② 上記の検討を踏まえ、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行う。(資源エネルギー庁、平成29年度末までに結論を得る)</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><諮問第77号の答申 平成27年3月23日> (今後の課題)</p> <p>○ 第Ⅱ期基本計画において、経済産業省は、エネルギーに関する統計について体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討し、平成29年度末までに結論を得ることが求められている。同省は、有識者等から構成された検討会等において所要の検討を行っているところであり、引き続き十分な検討を行った上で、必要に応じて経済産業省特定業種石油等消費統計調査の調査計画の見直しを行うこと。</p> <p><経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更に係る第47回産業統計部会での発言を踏まえたメモ></p> <p>○ エネルギー消費統計は、全体の業種をカバーしているので、今の特定業種の石油等消費動態統計以上に、エネルギー統計としては非常に重要な位置付けがある割には、一般統計だということは、非常に不思議な気がするという指摘が、部会審議においてなされた。</p> <p>当該指摘に対し、2006年に本統計が承認を受けて開始した際には、経年変化の安定度を含めたデータの精緻化が十分に確保されていると判断した段階で、改めて整理することとなっていた旨の応答がなされている。</p>
各種研究会等での指摘	<p><基幹統計の範囲に関する検討に際しての産業統計部会委員の発言></p> <p>一般統計と基幹統計の線引きは明確には存在しないと考えている。現在の基幹統計の中でもなぜ基幹統計に含まれているのか疑問のある統計もある。特に統一的な観点から基幹統計と一般統計が分かれているのではなく、戦後すぐの指定統計がほぼそのまま基幹統計として引き継がれているという背景があると聞いている。一方、エネルギー消費統計が一般統計とされる点には疑義が呈されている。</p>
担当府省の取組状況の概要	<p>① エネルギー消費統計について、総合エネルギー統計への組込みを実施しつつ、課題である時系列安定化などに向けて、委託研究により得られた方策を採用し、平成27年度調査(28年4月から6月にかけて実施し公表)において、(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入などを実施した。また、課題等の解決やデータの精緻化に向けて、拡大推計の見直しなどを実施したところであり、その効果の持続性等について今後数年間かけて検証する準備をしているところ。</p> <p>② エネルギーに関する統計の体系的な整備として、資源エネルギー庁にエネルギーに関する統計を集約させるために、経済産業省特定業種石油等消費統計調査の所管部署を調査統計部から資源エネルギー庁に変更する手続きを平成26年度に実施し、平成28年1月から実際に調査を開</p>

	<p>始した。</p> <p>更に、エネルギー消費統計については、基幹統計化の検討が求められていることから、基幹統計化の前提となる経年変化の安定度を含めたデータの精緻化が十分であるかを判断するために、これまで実施した取組の効果の持続性等の検証が必要となる。こうしてエネルギー消費統計が基幹統計に足る状況であるかした上で、平成34年度末までに結論を得る予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①のエネルギー消費統計については、時系列安定化のため平成27年度調査で実施したローテーション・サンプリングの導入等各種方策、また、データの精緻化のため実施した拡大推計の見直し等を実施していることは評価できるものの、これらの効果について、持続性等の観点から引き続き検証を行うなどの取組が必要である。 ○ ②のエネルギー関連統計の整備については、これまでのエネルギー消費統計の検討状況を踏まえ、エネルギー消費統計の基幹統計化の検討も含め、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的整備に向け、更なる取組が必要である。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化について平成34年度までに結論を得ることを始めとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。(資源エネルギー庁)
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
エネルギーに関する統計の整備 (石油製品需給動態統計)	現行基本計画には、該当項目は盛り込まれていない。
これまでの統計委員会での意見	<p><「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針（平成26年10月20日基本計画部会決定）」> 未諮問基幹統計の確認審議対象の一つとして決定された。</p> <p><「統計法施行状況に関する審議の進め方（平成29年5月30日基本計画部会決定）」> 第Ⅲ期基本計画変更の審議の中で併せて確認する未諮問基幹統計の一つとして決定された。</p>
各種研究会等での指摘	—
確認の視点	<p>(1) 公的統計の品質評価要素に沿った状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査に代替できる行政情報の有無 ② 調査の把握状況 ③ 類似統計との関係 ④ エネルギー統計の体系での位置づけ <p>(2) 基幹統計の法定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 統計法第2条第4項第3号の3要件を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な施策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計 ・民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計 ・国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において重要な統計 ⑥ 公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、規則を課すにふさわしいか ⑦ 上記の要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえて、現時点でも満たしているのか。
担当府省における現状認識	<p>(1) 公的統計の品質評価要素に沿った状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 調査に代替できる行政情報の有無 <ul style="list-style-type: none"> 【現状】調査に代替できる行政情報は承知していない。 【要因】業所管（石油輸入事業者等）、法令所管（備蓄法、石油製品需給動態統計調査規則）の観点から、他省・他局に類似の統計は存在してい

ないと承知している。

② 調査の把握状況

【現状】十分な精度を持った調査となっている。

【要因】本統計調査の調査票回収率は100%であり、調査票の中で一部欠測も発生していない。

③ 類似統計との関係

【現状】石油に関する統計として、石油製品の生産に係る「経済産業省生産動態統計」、石油の工業における石油等の消費に係る「石油等消費動態統計」がある。

【要因】「石油製品需給動態統計」は、石油製品の需給の実態を明らかにするという目的に照らして、国内の需給について品目別・用途別に把握する統計であり、上記統計とは調査目的も調査項目も異なっている。なお、本統計の調査目的をより正確に満たすためには、国内の石油製品の生産量も必要な項目であり、二次利用を行っているところ。

④ エネルギー統計の体系での位置づけ

【現状】第Ⅱ期基本計画に記載されている「エネルギーに関する統計について体系的な整備」に関しては、本統計調査は含まれない。

(2) 基幹統計の法定要件

⑤ 統計法第2条第4項第3号の3要件を確認

【現状】我が国において、石油製品に対する需要や重要性は普遍のものであり、石油の大宗を海外に依存している現状を踏まえると、石油危機が起きる可能性は常に存在している。そのため、石油の安定供給確保に資するためには、国内における石油製品の需給動態等を把握するための統計調査等を実施することが重要である。

また、速報公表日(集計日翌月末日)には多くの業界記者やシンクタンク等からの問い合わせが定期的に来ており、民間事業者においてこの統計調査の集計結果は十分活用されているものと思われる。

加えて、国際エネルギー機関(IEA)の加盟国に求められている原油輸入報告(IEA/SOM(93)8)のデータに利用する等、国際機関が作成する計画において作成が求められている統計である。

⑥ 公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、規則を課すにふさわしいか。

【現状】規則を課すにふさわしいと考える。

【要因】石油製品に対する需要や重要性は普遍のものであり、我が国の石油の安定供給確保は国民生活を支える重要なミッションの一つである。そのため、その基礎資料となっている本統計は正確な数値による把握が必要であり、調査対象の協力が不可欠である。

⑦ 上記の条件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえて、現時点でも満たしているのか。

【現状】現時点でも満たしている。

【要因】現時点においても石油製品に対する需要や重要性は明確であり、上記の条件を満たしている。

次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	○ 確認の結果、現時点において、特に改善・見直し等が必要な事項は認められないことから、次期基本計画に盛り込まないものと整理する。
備考(留意点等)	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
観光統計の整備	<p>① TSAについて、引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた、更なる精度向上や未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る。(観光庁、平成26年度から実施する)</p> <p>② 都道府県の観光入込客統計について、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する。また、各都道府県が統計整備を継続するために、利活用につながる分析事例等の提示を行い、地域の観光統計の改善を支援する。(観光庁、平成26年度から実施する)</p> <p>③ 観光地域経済調査について、調査の実施に際して明らかとなった課題の解決や調査結果の有用性を踏まえた利活用について検討を行い、平成28年度における次回調査の実施の可否等について早期に結論を得る。(観光庁、平成26年度末までに結論を得る)</p> <p>④ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査など既存の観光統計について、それぞれ統計の精度向上に取り組む。(観光庁、平成26年度から実施する)</p> <p>⑤ 上記の検討を踏まえ、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、観光地域経済調査及び国際基準との整合性を勘案した上で、基幹統計化に向けた観光統計の体系的整備について検討し、結論を得る。(観光庁、平成28年度末までに結論を得る)</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><平成26年度施行状況報告審議 平成27年10月2日></p> <p>今後の施策の方向性等についての基本的な考え方</p> <p>経済のグローバル化、サービス化が進む中で、訪日外国人数が急増しており、観光経済をめぐる環境の変化は激しい。そのため、観光分野における政策的課題への対応や観光産業の活性化等のために、観光経済の現状を的確に把握できるよう観光統計の整備を着実に進めていく必要がある。</p> <p>旅行者のニーズ面や情報通信技術（ICT）等の技術面の急速な変化を考慮すると、観光統計の精度向上を検討する際には、従来の統計調査の手法に捕らわれることなく、柔軟な発想で統計整備に取り組む必要がある。例えば、モバイルデータの活用等も含めて、新しい情報収集方法の積極的な活用を検討する必要があるほか、調査を実施すべき観光地点の盛衰のスピードが速いため、適切な観光地点を選択する手法の検討も重要である。</p>
各種研究会等での指摘	

担当府省の取組
状況の概要

- ① 全部で10表あるT S Aの各表のうち、未整備の第8表から第10表について、整備に向けて作成方法の試行を行いつつ検討を進めた結果、第8表及び第10表は作成可能の見通しが立ったため、平成25年版から作成し、平成27年3月に公表した。一方、第9表（観光集合消費）については、観光集合消費を算出することが資料上の制約や技術の上で困難であること、また、T S A導入国が必ずしもT S A全表を整備していないことに鑑み、同表は作成しない予定である。
- ② 平成26年度より、都道府県の観光入込客統計について、全国の地方運輸局において、地方公共団体の観光統計担当者を対象とした説明会を開催し、観光地点の入込状況の把握や近隣都道府県との観光消費額の比較など、分析事例等を紹介しており、平成28年度も同様の取組を実施し、平成29年度以降も継続する予定である。平成29年3月に開催した第12回観光統計の整備に関する検討会において、上記精度向上に向けた改善実施内容を報告し一定の評価を得た。
- ③ 観光地域経済調査について、平成24年度の調査結果の利活用に向け、自治体向けに周知活動、ニーズ調査、モデル地域を対象とした分析事例の作成等を実施した。
- 平成24年度の調査設計の課題等については、解決は技術的に困難と判断しつつあったが、一方で、地方創生に向けた各種施策を政府が進めている中、効果測定や新たな施策を実施していくにあたり、地域観光統計の必要性は高まっている状況である。
- こうした状況を受け、都道府県別の旅行者数と旅行消費額について、既存の観光統計を用いた加工統計の作成に着手するとともに、平成24年度の調査設計の課題等の解決が技術的に困難であることを受け、平成28年度の調査は行わないこととした。
- ④ 宿泊旅行統計調査については、精度向上のためオンライン調査に係る周知・普及方法の改善策や、オンライン調査以外でも調査対象施設の協力が得られやすい環境の整備に向けた取組について検討し、回収率の向上を図る取組を実施しているところである。
- また、旅行・観光消費動向調査の精度向上について、同調査は現在、速報値及び確報値を公表しているが、速報値から確報値への改定により、値が約10%押し下がる傾向が見受けられた。この傾向の解消に向けて、調査票の各設問の記入率の状況を調べた結果、過去6か月の旅行回数の回答が必要なため、忘却等の要因により過小申告となることが要因と考えられたことから、平成28年の調査以降、調査期間を6か月から3か月に縮小したところ、速報値と確報値の差が縮小しており、精度の向上が見られた。この結果を踏まえ、平成29年度中に調査票を変更し、平成30年1－3月期分より新調査票による調査を実施する予定である。
- ⑤ 上記のとおり宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査については、平成29年3月に開催した第12回観光統計の整備に関する検討会において、地域観光統計の精度向上や、旅行者の旅行形態の変化に対応した改善方策等を検討する必要がある、基幹統計化についても、これらについて改善をした上で、複数年の調査結果を検証し精度面や安定性といった条件の整ったものから基幹統計化に向けた体系整備を目指すとの結論を得た。
- なお、モバイルデータの活用について、平成28年3月に開催した第13回観光統計の整備に関する検討会において、モバイルデータそのものの妥当性や推計手法への活用可能性について検討した結果、日常者との区別方法等について検討が必要などの課題があるが、推計の補正に活用で

	<p>きる可能性があるとの示唆を外部有識者より得た。</p> <p>○ ③に記載の既存の観光統計（宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査、訪日外国人消費動向調査）を用いた加工統計である地域観光統計については、平成30年1－3月分から四半期毎に公表していく予定である。さらに、推計した都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果について検証を行い、推計手法の改善や推計に用いる既存の観光統計について必要な改善を実施する予定。また、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善等の検討も行う予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ ①のT S A及び②の観光入込客統計については、公表充実や、都道府県精度向上に向けた取組を進めていることは評価できることから、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいものと整理する。ただし、地方公共団体に対する観光統計の整備に向けた支援は、引き続き重要であることを、本文に記載する必要がある。</p> <p>○ ③、④及び⑤の観光関連統計の整備については、観光施策の充実が重要となっている現状を踏まえ、既存の観光統計及び地域観光統計の精度向上や、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善・体系的整備等に向け、民間データ等の活用可能性に関する検討を含めて、多面的に取組を継続・強化することが必要である。さらに、宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査に関しては、基幹統計の指定条件を満たしているかを精査した上で、その改善を図ることにより、基幹統計化に向けた検討を促進することが必要である。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、平成30年（1-3月期分）から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、平成30年度から推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。（国土交通省）</p> <p>○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を平成34年度までに得る。（国土交通省）</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
交通に関する統計の体系的整備	<p>① 物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送量の把握を行う。(国土交通省、平成28年度末までに実施する)</p> <p>② 環境に関する基礎統計の整備として、関係府省と連携を取りながら内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組む。(国土交通省、平成28年度末までに実施する)</p> <p>③ 自動車輸送統計を総合的に活用するため、輸送量に加え、ロードファクター（積載効率、実車率等）の把握とともに、他の輸送統計や行政記録情報の活用も含めて体系的整備を行う。(国土交通省、平成28年度末までに体系的整備に向けた考え方の結論を得る)</p>
これまでの統計委員会の意見	
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>① 自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査（いずれも基幹統計調査）について、陸上輸送及び海上輸送の比較可能性の向上等の観点から、輸送貨物品目分類の見直しを行い、平成27年度の調査から適用した。港湾調査についても品目分類の見直しを行い、平成30年1月分調査から適用する予定である。</p> <p>② 内航船舶輸送統計調査については燃料消費量の精度向上のため、平成27年度の調査から、従前の月間総輸送量に加えて新たに月間総燃料消費量についても目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施した。自動車燃料消費量調査についても、平成28年度の調査から、従前の原単位に加えて新たに月間総燃料消費量について目標精度（5%）を設定した標本設計により、調査を実施した。</p> <p>③ 自動車輸送統計調査については、貨物営業用については最大積載量別、また、旅客営業用乗合については一般路線・高速路線別の実現可能性を確認するため、平成27年9月から11月の間、自動車輸送統計予備的調査を実施し、「自動車輸送統計調査の体系的整備に向けた分析・検討に係る委員会」を平成28年9月に設置し、この調査の検証結果について議論を実施したところ、貨物営業用における最大積載量別の輸送実績の一部（輸送トン数等）及び旅客営業用乗合における輸送実態（一般路線・高速路線）別の輸送実績の再現について実現可能であることを確認した。平成29年度は、貨物営業用における最大積載量別の輸送実績の一部（輸送トンキロ等）について、より統計精度の高い数値の実現可能性を検証すべく、予備的調査を実施する予定である。平成30年度においては予備的調査の結果の分析を実施し平成32年度新調査実施のため新たな調査手法の確立を行う予定である。</p>

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①の輸送貨物品目分類の統一や②の燃料消費量を把握する統計の精度向上等については、順次必要な対応措置を講じているものと評価できることから、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいものと整理する。 ○ ③の自動車輸送統計の整備については、平成28年度末までに結論を得る課題であったものの、国土交通省における検討の結果、更に平成29年度に予備的調査を実施し、その結果を踏まえて調査手法を検討した上で、平成32年度から新たな調査手法を本格導入する計画であることから、引き続き次期基本計画に盛り込み、取組の促進を図ることが必要である。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、平成32年度から新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。(国土交通省)
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
港湾調査における行政記録情報等の活用	—
これまでの統計委員会の意見	<p>＜諮問第67号の答申 平成26年7月14日 港湾調査の今後の課題＞ 本調査については、今後、5年程度の周期で定期的に調査対象港湾の見直しを行うこととされたことに合わせ、国土交通省は、以下の課題に対応することが必要である。</p> <p>(1) オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化（ルーチン化）について 国土交通省は、各港湾管理者の実態を踏まえたデータベース化による管理を図り、船舶入港時の船名等の情報から報告者を抽出・選定し、電子メールによる調査票情報のオンライン報告を求めるといった一連の調査業務の定型化（ルーチン化）に積極的に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用について 国土交通省は、今後、同意書を取得する事業者数の更なる増加を図る観点から、NACCS に参加する船舶運航事業者等から輸出入申告情報を港湾調査に使用することに同意を得る仕組みについて、同意書を個別に取得する現行の方法から、NACCS に参加する船舶運航事業者等の全てから効率的かつ効果的に同意が得られる方法に変更するなど、関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用に向けた取組を検討する必要がある。</p> <p>(3) 港湾法に基づく入出港届に係る情報のより一層の活用について 国土交通省は、今後、全ての港湾管理者を対象とした「基幹統計調査『港湾調査』に関する打合せ会議」等の場を通じて、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく入出港届に係る情報のより一層の活用について、港湾管理者に働きかけていくとともに、各港湾における活用状況を詳細に把握・分析し、同情報の利用拡大に向けた方策を検討する必要がある。</p>
統計委員会委員からの意見	<p>(4) 現在、遅れている港湾調査の月報の集計結果の公表時期の早期化目標（2か月後）を、いつ、どのように達成するのか。また、NACCS情報を活用して、外国貿易貨物情報を更に早期に公表することはできないか。</p> <p>(5) 現在、港湾統計で、TEU（コンテナの長さ20フィートを1-TEUと標準化して貨物量を表す単位）を使用しているのか。コンテナ以外の貨物にTEUを用いている国はあるのか。港湾統計の単位をTEUに変換する必要性についてどのように考えるか。</p> <p>(6) 一部の港湾管理者においては、航路別集計をしているが、港湾統計では航路別集計を出す必要性はないのか。</p>

<p>担当府省の取組 状況の概要</p>	<p>(1) オンライン調査推進に向けた調査業務の定型化（ルーチン化）について</p> <p>①事業者名簿のデータベース化 調査対象港湾699港を対象にデータベース化について、アンケート調査を実施。 【現状】平成28年度時点で事業者名簿のデータベースを作成している港湾は全体で71.7%（699港中501港）。その他の港湾については、今後も対応できる見込みはないとの回答。その主な要因は以下のとおり。 【要因】○特に小規模の港湾において、報告義務者が少数であるため、事業者名簿のデータベース化の必要がないこと。 ※小規模港湾（乙種港湾）においては、報告が年1回であり、乙種港湾の約半数は報告者数が5者以下である。</p> <p>②オンライン（メール）報告 全報告者の報告方法について、アンケート調査を実施。 【現状】平成27年度時点でオンライン（メール）報告を行っている報告者は全体で30.3%（5,910者中1,788者）。オンライン報告が進まない主な要因は以下のとおり。 【要因】○取扱貨物量が小さい報告者については、記入する調査票の枚数が少なく紙への記入の方が簡易。 ○高齢者が対応している場合が多いため、却ってオンライン化は負担感が大きい。</p> <p>(2) 関税法に基づく輸出入申告に係る情報のより一層の活用について 【現状】平成29年10月のNACCSシステム更改時に、港湾統計への活用に関する同意書を個別に取得する現行の方法を変更し、<u>同意しない旨の届出をした者を除いた全ての船舶運航事業者等から同意を得たものとして扱うこと</u>について、既に決定されている。 なお、同意に関する変更については、民間法人である輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）のNACCSシステムの利用規約において定めることとしている。</p> <p>(3) 港湾法に基づく入出港届に係る情報のより一層の活用について 調査対象港湾699港を対象にアンケート調査を実施。 【現状】平成27年度時点で入出港届を活用している港湾は全体で65.7%（入出港届のある300港中197港）。その他の港湾については、今後も活用できる見込みはないとの回答。主な要因は以下のとおり。 【要因】○港湾調査では5総トン以上の船舶が対象であるが、入出港届は500～700総トン以上（対象は自治体が条例で定めている）が対象と範囲が限られており、港湾調査の対象となる船舶全ての情報が得られないことから、特に小規模港湾において活用の必要性を感じていないこと。 ○都道府県の業務が煩雑になり、集計作業が遅延の原因となる場合がある。</p> <p>(4) 現在、遅れている港湾調査の月報の集計結果の公表時期の早期化目標（2か月後）を、いつ、どのように達成するのか。また、NACCS情報を活用して、外国貿易貨物情報を更に早期に公表することはできないか。</p>
---------------------------------	--

(回答)

・遅延の理由

港湾調査においては、入港船舶、海上出入貨物（トン数）及びコンテナ個数（TEU）等の調査事項について、法定受託事務として各港湾管理者が調査事項ごとに報告者を選定して調査を行っているため、調査票の配付・回収や国土交通省へ提出する集計表の作成について一定の時間を要している状況である。

また、港湾調査は全数調査であることから、全ての調査対象港湾から集計表が提出され、国土交通省において全国集計を行い、港湾統計月報（確報値）として公表するまでには、相当の時間を要している状況である。

・港別集計値

港湾統計の特殊性として、全国集計の結果による確報値の提供に加え、港湾ごとの港勢（港湾施設の利用状況等）を適時的確に提供することにも主眼を置いていることから、公表の早期化を図る手法として、平成23年3月より一定の時点で月報集計表が提出されている港湾のみを集計した「港別集計値」をホームページで公表している。（全ての港湾から集計表が国土交通省に提出された後、港湾統計月報（確報値）を公表。）なお、平成21年度に港湾調査の見直しを行った際、月報の早期化について審議がなされ、第25回統計委員会（平成21年8月24日開催）において、委員長より「港別集計値」の妥当性について発言されている。

・NACCSデータの活用

NACCSデータは、一部の港湾において、調査事項の一部に該当する情報の代替として、各港湾管理者が有償で提供を受けて活用しているものであるが、当該データには外国貿易貨物のうち、コンテナ貨物等の一部の限られた情報しか含まれておらず、調査票の外国貿易貨物情報を補完するものとして船社等から提供されるマニフェスト（積荷目録）とともに活用されているものである。

・今後の対応方針

月報集計表の提出に時間を要している都道府県（港湾管理者）に対し、引き続き早期提出について周知徹底及び督促を行うとともに、月報集計表が提出された港湾分のみを集計した「港別集計値」を平成23年3月から公表しているところ、港別集計値の活用を含めた第一報公表のための方策について、引き続き検討を行っていく。

(5) 現在、港湾統計で、TEU（コンテナの長さ20フィートを1-TEUと標準化して貨物量を表す単位）を使用しているのか。コンテナ以外の貨物にTEUを用いている国はあるのか。港湾統計の単位をTEUに変換する必要性についてどのように考えるか。

港湾統計においては、コンテナ取扱個数についてTEU（Twenty-foot Equivalent Unit）単位での集計・公表を行っており、平成27年の港湾統計年報からは、TEUの換算前の「コンテナ長さ別種別個数表」を追加し、より詳細な情報を公表しているところである。

また、TEUは、コンテナサイズを表す単位の1つであり、他国の港湾等を含め、一般的にコンテナ以外の貨物（ばら積み貨物等）についてTEUへの換算は行われておらず、必要性がないものとする。

	<p>(6) 一部の港湾管理者においては、航路別集計をしているが、港湾統計では航路別集計を出す必要性はないのか。</p> <p>海上出入貨物の集計については、仕向国（輸出）又は仕出国（輸入）等の国別の集計が世界の主要港湾においても一般的であり、航路別情報については、各港湾管理者において調査票に記載された仕向国（輸出）又は仕出国（輸入）及び最終船卸国（輸出）又は最初船積国（輸入）の確認等のため、補足情報として活用されているのみであり、港湾統計（国土交通省）としては、航路別集計のニーズがないことや網羅的に全ての港湾で集計・公表を行う必要性も乏しいことから、現状においては集計・公表を行っていないところであるが、今後、ニーズや必要性の高まり等に応じて検討していきたいと考えている。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<p>○ (1) 及び (3) の港湾調査については、主要港湾等を対象に、オンライン調査の推進や行政記録情報等の利用によるデータ収集の早期化を図った上で、その結果を速報値として公表するなど、公表の早期化に取り組むことが必要である。</p> <p>また、(2) の関税法に基づく輸出入申告データの活用については、平成29年10月に効率的かつ効果的に同意が得られる方法を導入し、活用の効率化に努めているものと評価できるが、今後、登録される情報の増加（データ項目の追加等）も想定されることから、登録情報の更なる利活用を検討することが必要である。</p> <p>なお、5年に一度程度行われる港湾調査の調査対象港湾の見直し（平成31年）に当たっては、国土交通省から上記の指摘事項に関する取組状況の報告を求め、確認する。</p> <p>○ (4) の公表時期の早期化については、引き続き取組を推進することが必要である。</p> <p>(5) の調査単位の標準化については、コンテナ取扱個数の実績はTEU単位での集計・公表を行っている一方で、コンテナ以外の貨物（ばら積み貨物等）は一般的にTEU単位に換算していないことから、次期基本計画に盛り込むまでの必要性は乏しいものと整理する。</p> <p>(6) の航路別集計の充実については、一部の港湾管理者において航路別集計を行っていることから、今後、ニーズや必要性の高まりに応じて全国的な航路別集計の公表について検討していく必要があるものの、現時点において、次期基本計画に盛り込むまでの必要性は乏しいことから、引き続き動向を注視するものと整理する。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCSデータのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても平成30年度から検討に着手する。（国土交通省）</p>
<p>備考（留意点等）</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
建設・不動産に関する統計の整備	<p>① 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備を進めるため、中間年における土地取得のフローを継続的に把握する必要性等を整理した上で、フローとストックの情報を構造的に把握することを検討し、結論を得る。</p> <p>② 平成25年法人土地・建物基本調査等の結果を踏まえ、世帯、公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体の捉え方について検証を行う。</p>
これまでの統計委員会の意見	—
各種研究会等での指摘	<p><「平成30年土地基本調査に関する研究会」></p> <p>① 財源抑制の観点から最小限のコストで調査を実施すること等が求められるため、現状の設計を維持することも重要であると認識した上で、フローとストックの構造的な把握手法を検討。引き続き、中長期的な課題として、行政記録情報等の活用によるストックとフローの構造的把握の実現を検討。</p> <p>② 中長期的な課題として、「経済センサスで把握できるような経済活動と土地の所有・利用との関係整理」及び「我が国（全体）としての捕捉率の向上」を整理。</p>
担当府省の取組状況の概要	<p>① 平成25年法人土地・建物基本調査結果及び平成26年土地動態調査（一般統計調査）の結果等を踏まえ検討することとし、平成26年度に学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、両調査の実施状況・実施計画及び基本計画に掲げられた課題等について説明し、認識を共有したところである。</p> <p>その後、平成28年度には、学識経験者等からなる「平成30年土地基本調査に関する研究会」を新たに立ち上げ、第1回研究会を平成29年1月に開催し、基本計画に掲げられた課題への対応について検討・議論を開始した。また、平成29年6月に開催した第2回研究会においては、当面は現状の土地動態調査を継続的に実施しつつ、行政記録情報の活用などによる地域別などの構造的な把握のあり方や効率的な調査の実施に向けて、引き続き検討を進めることとし、中長期的な課題と位置付けたところである。</p> <p>② 平成25年法人土地・建物基本調査結果等を踏まえ検討することとし、平成26年度に学識経験者等からなる「土地基本調査研究会」において、調査の実施状況及び基本計画に掲げられた課題について説明し、認識を共有したところである。</p> <p>その後、平成27年度には、「土地基本調査研究会」において検証に着手し、平成28年度には、学識経験者等からなる「平成30年土地基本調査に関する研究会」を新たに立ち上げ、第1回研究会を平成29年1月に開催し、「我が国の土地所有・利用状況に係る全体の捉え方の検証」につ</p>

	<p>いて検討・議論を行い、「経済センサスで把握できるような経済活動と土地の所有・利用との関係整理」、「我が国（全体）としての捕捉率の向上」といった具体的な検討課題を整理するとともに、これらの課題を平成35年度調査以降の中長期的な検討課題と位置付けたところである。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①法人土地・建物基本調査を中心とした体系的整備については、法人における土地の所有・利用状況を構造的に把握する調査を効率的に実施する方向での検討が重要と考えられるため、平成25年及び平成30年の法人土地・建物基本調査並びにその中間年に実施する土地動態調査の結果を踏まえつつ、土地動態調査の実施必要性・あり方や、行政記録情報の活用等による地域別のデータ提供などを含め、引き続き検討の促進を図ることが必要である。また、この検討に当たっては、報告者の負担軽減にも十分留意することが必要である。 ○ ②の世帯、公的部門も含めた我が国における土地の所有・利用状況の全体像を把握する統計整備については、平成30年法人土地・建物基本調査や平成30年住宅・土地統計調査等、関連統計の結果を活用しつつ、その検証・検討等を推進し、平成35年法人土地・建物基本調査の実施や体系的な統計整備に向けた具体的な課題の整理が必要である。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、行政記録情報の活用等による報告者の負担軽減にも配慮しつつ、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進し、平成35年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。（国土交通省） ○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備に向け、関係府省とも連携しつつ、解決すべき課題を整理・検討し、平成35年法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。（国土交通省）
<p>備考（留意点等）</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
政策展開を踏まえた農林水産統計の整備・改善	—
農林水産業を取り巻く状況の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成28年11月改訂)では、農林水産業の成長産業化に向けて、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を実現していくため、①国内外の需要(需要フロンティア)の拡大、②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖(バリューチェーン)の構築、③生産現場の強化、④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組の推進が求められているところ。 ○ この「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農業競争力強化プログラム等の実施のための施策の策定が進められているところ。
担当府省の取組状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を行うための統計データを的確に整備し、適時適切に提供していくため、政策部局も交えた「農政改革の推進に対応した農林水産統計の見直し検討会」を設置し、政策ニーズを踏まえつつ検討を進めているところ。 ○ 上記により把握した統計に対するニーズを踏まえ、当面、①農産物流通等に関する統計、②収入保険制度の推進上必要な統計、③多様な担い手の育成・確保等に資するための担い手層の経営状況等に関する統計などについて、必要な農林水産統計の整備・改善を図る予定。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農林水産施策の着実な実行に当たっては、報告者負担の軽減や行政記録情報等の活用にも留意しつつ、必要な統計の整備・改善を図ることが必要であるものの、具体的な整備・改善の内容は現時点において明確になっていないため、整備・改善の必要性を本文に記載する方向で整理する。
備考(留意点等)	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
<p>経済センサス-活動調査を用いた農林業センサスの分析</p>	<p>◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体について、経済センサス-活動調査からデータ移送を受けることにより、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた研究を行う。(農林水産省、平成28年度から実施する)</p>
<p>これまでの統計委員会の意見</p>	<p><諮問第52号の答申 平成25年8月26日> (今後の課題)</p> <p>(1) 国勢調査等の情報の活用について 過疎化・高齢化・混住化の進展により機能が大きく低下している農業集落が増加している中で、当該機能の維持について検討するために、国勢調査等により得られた情報(小地域別の年齢別人口、産業別就業者数等)を利用していくことは重要な課題である。 その重要性に鑑み、農林業センサスの結果と国勢調査の結果との地域メッシュを介したデータリンケージにより農業集落機能の維持に必要な分析に有用な統計の作成が可能となるように、農林水産省は、その前段階として現在進められている地域メッシュの電子地図への農林業経営体の位置情報の追加作業について、今後も引き続き取り組む必要がある。</p> <p>(2) 集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握について 最近、農村地域においては、農業就業者の高齢化や後継者不足により農家単独での営農活動が難しくなっていること、平成19年から講じられた水田・畑作経営所得安定対策において集落営農が施策の対象となったこと等から、零細農家が集落営農組織(農業集落を単位として営農活動を共同で行う組織)に加入するケースが急増している。 こうしたケースにおいて、農家が集落営農組織に参加し、当該組織の中で全ての営農活動を行うこととした場合、農林業センサスの調査結果では、例えば、①当該農家が、集落営農組織(組織経営体)の構成員になることによる農家(家族経営体)数の減少、②当該農家の経営していた耕地(自作地)が全て集落営農組織の借入耕地となることによる借入耕地面積の増加等の変化が生じることから、集落営農組織の進展による地域農業の構造変化を、その構成員の動向も含めて把握することは重要である。 このため、農林水産省は、農林業センサスにおいて、別途、一般統計調査で実施している集落営農実態調査で得た情報も活用しつつ、集落営農組織の設立やそれへの参加農家の増加等による農業構造の変化を把握・分析するための統計を作成することについて検討する必要がある。</p> <p>(3) 経済センサス-活動調査との連携について 近年、農業経営の継続・発展のため、法人経営の育成・確保が推進された結果、法人形態の組織経営体が増加しつつあり、その中には農業の6次産業化等により、農業以外の事業に参入しているものも増えてきている。また、平成21年の農地法(昭和27年法律第229号)改正により、農業以外の事業を営む株式会社等が賃借であれば全国どこでも自由に参入することが可能となったことから、当該株式会社等が農業に参入するケースも増えてつつある。 こうしたことから、今後、中心となる経営体の育成、農地の集積、新規就農者の雇用就農の促進等に係る施策の検討に当たっては、①上</p>

	<p>述のような法人形態の組織経営体及び農業以外の事業を営む株式会社等における主業以外の事業への参入の実態、②農業を営む法人（企業及び事業所）の全体の年間総売上（収入）金額や従業者数、これらに占める農業のウェイト、農業以外の事業の概要（事業種類、売上金額等）、農業の生産活動の概要（生産している農産物の種類、耕地面積等）等の相互関係・推移等を把握・分析する必要があると考えられる。</p> <p>このため、農林水産省は、2015年農林業センサスの調査対象となった農林業経営体のうち法人形態のものに係る調査結果について、事業所母集団データベースを介して、平成28年（2016年）に実施が予定されている経済センサス-活動調査（総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査）による調査結果のデータ移送を受けることにより、両調査の連携を図り、上記に係る把握・分析をするための統計の作成に向けて検討する必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記(1)については、地域メッシュの電子地図に農業経営体の位置情報の追加作業を進めており、平成29年度中に終了の予定。(2)については、集落営農実態調査結果を活用した2015農林業センサス（農山村地域調査）の組替集計結果を平成29年1月に公表するなど対応済み。 ○ (3)について、2015年農林業センサスの確定値は平成28年3月25日に公表した。法人形態の農林業経営体についての分析に当たり、平成28年経済センサス-活動調査結果の確定値が未公表であるため（概数値公表：平成29年5月、確定値公表：平成30年6月）、当面、前回（平成24年）経済センサス-活動調査結果を用いることとし、調査票情報の利用申請手続き（33条申請）を行い、集計事項及び集計に必要な項目について検討を進めることとしている。なお、平成28年経済センサス-活動調査の調査票情報については、平成30年度中（確定値公表後）に入手し、2015年農林業センサス結果の経営体と突合を行った後、他産業からの農業への参入状況や農林業と農林業以外の事業の関係等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を行い、平成31年度中に結果をまとめる予定。
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落営農組織の進展による農業生産構造への影響把握については、対応済みと整理する。また、国勢調査等の情報の活用については、追加作業の進捗状況を確認した上で、対応済みかどうか判断する（P）。 ○ 経済センサス-活動調査の結果を利用した2015年農林業センサスの分析充実については、他産業から農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携等の把握・分析が農林業施策の検討にも有用と考えられることから、取組を推進することが必要である。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進し、平成31年度までに結論を得る。（農林水産省）
備考（留意点等）	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
農業経営統計調査の改善	—
これまでの統計委員会の意見	<p><諮問第89号の答申 平成28年7月26日> (今後の課題)</p> <p>(1) 調査対象区分の見直しについて 本調査では、今回、任意組織経営体を調査対象の属性的範囲から削除し、個別経営体と組織法人経営体の2つの区分を対象に調査を実施することとしている。 しかしながら、現在、個別経営体に区分されている一戸一法人（農業経営を法人化している農家）の中には、雇用が発生し、外形的に組織法人経営体と差異がない状況となっている一方、組織法人経営体についても、株式会社等の会社法人だけでなく、NPO法人の参入など様々な形態の経営体がみられるところである。 このため、本調査の母集団情報となる農林業センサスとの整合性や調査結果の継続性等に留意しつつ、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分の見直しについて検討する必要がある。</p> <p>(2) 「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について 本調査では、個別経営体及び組織法人経営体を対象に、農地の集積・分散が米の生産コストへ及ぼす影響等の分析に資する情報を得るため、新たに「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」を調査することとしている。 しかしながら、ほ場や団地の配置については、例えば、小規模でかつ例外的に遠隔地にあるほ場もみられるなど、様々なケースが想定されるところである。 このため、今回調査の結果につき精査し、必要に応じ、本調査事項の見直しについて検討する必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<p>(1) 農業経営統計調査の調査対象区分の見直しについては、平成29年度から行う2020年農林業センサスの設計検討と並行して、様々な形態の経営体における農業構造を、学識経験者等への聞き取りや、「経済センサス」（総務省統計局）及び「一般企業の農業参入状況」（農林水産省経営局調べ）のデータにより把握した上で、5年ごとに行っている農業経営統計調査の見直しに反映するための検討を行う予定。</p> <p>(2) 平成29年産(平成30年度取りまとめ)以降の本事項の調査結果と生産コストの関係性については、答申の指摘を踏まえて分析・精査し、見直</p>

	<p>しの必要性を検討する予定。</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)の農業経営統計調査における調査対象区分の見直しについては、農業経営体の実態を、より正確かつ的確に把握する観点から、多方面からの検討を促進することが必要である。 ○ (2)の農業経営統計調査における調査結果と生産コストとの関係性分析については、ほ場や団地の配置には様々なケースが想定されることから、平成30年度以降における調査結果の取りまとめにおける分析・精査することにより、本調査事項の見直しの必要性を検討することが必要である。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から検討し、平成34年調査の企画時までに見直しに向けた結論を得る。(農林水産省) ○ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討し、平成34年調査の企画時まで結論を得る。(農林水産省)
<p>備考(留意点等)</p>	

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
作物統計調査の改善	—
これまでの統計委員会の意見	<p><諮問第93号の答申 平成28年11月18日> (今後の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本調査では、一部の作物を除き、作付面積調査及び収穫量調査に係る全国調査について、その実施間隔を空ける形で調査周期を変更することとしており、これに伴い、全国調査実施年以外の中間年に実施する主産県調査の実施頻度が増加することとなる。 こうした中、全国調査実施年以外は主産県調査における主産県の増減率を非主産県に当てはめて全国値を推定し、公表することとしている。 これについては、作付面積や収穫量の増減率において、主産県と非主産県に差が生じている可能性が考えられることや、今後、主産県調査結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定値の精度をより一層高める観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法について検証・検討する必要がある。
各種研究会等での指摘	—
担当府省の取組状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申を踏まえ、全国調査を実施した品目^(注)から順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施し、検証の結果、主産県と非主産県の動向が著しく異なる品目については、非主産県の直近の公表値及びその3年前(6年前)の非主産県計公表値を用いて1年あたりの増減率を算出し、この増減率を非主産県計の直近の公表値に乗ずることによる推計を検討する。 <p>(注) 全国調査年は、野菜・花きは平成28年、かんしょ・飼料作物の収穫量は平成29年、陸稲・かんしょ・飼料作物の面積及び果樹・茶は平成32年、陸稲の収穫量は平成35年。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作物統計調査については、今後、主産県調査の結果に基づく推定値を公表する頻度が増加することを踏まえ、推定精度の一層の向上を図る観点から、主産県調査実施年における全国値の推定方法を検証・検討する必要がある。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。(農林水産省)
備考(留意点等)	